

平成31年1月から

ふるさと津かがやき寄附

～感謝の品の充実、郵便局のみまもりサービスの追加～

みんなで
笑顔の津市を
つくるのじゃ！



津市を
応援してね！



平成30年12月7日

ふるさと津かがやき寄附について

平成20年4月30日公布の地方税法の改正により「ふるさと納税制度」が誕生

- ▶ ふるさとへの思いを納税に代わって寄附という形で実現
- ▶ 個人住民税の大幅な控除が可能

平成20年7月～ ふるさと津かがやき寄附募集開始

平成24年4月～ 寄附者への感謝の品（物産品9品）の贈呈を開始

平成26年1月～ 寄附の用途における選択項目の拡大

平成27年7月～ 感謝の品（物産品8品）を追加し全18品に充実

平成28年8月～ 感謝の品（特選松阪肉）を追加

平成29年8月～ 総務省通知への対応・感謝の品の充実（全39品へ）

平成30年4月～ ポータルサイトの活用・クレジット決済の導入（23品）

ポータルサイト導入後の状況（11月末までの実績）

平成30年度(4月～11月)	1,202件	34,905,390円
個人	1,165件	33,991,010円
団体募金	37件	914,380円
うちポータルサイト申込	1,135件	32,680,010円
うちクレジット決済	1,039件	29,430,010円
平成29年度(4月～11月)	263件	8,039,451円
個人	223件	7,218,683円
団体募金	40件	820,768円

寄附額は平成29年度同時期の4.3倍

**個人寄附者の9割以上がポータルサイト申込
ポータルサイト申込者のうち9割以上がクレジット決済**

感謝の品の充実について

国の方針を遵守しながら新たな企画・提案等により、平成30年10月より
随時拡大・充実

寄附金額に対する「感謝の品」の調達価格の割合が3割を超えないものを条件
に、寄附金額に応じた区分設定の追加・引き上げ

「感謝の品」の主な要件

- 市内で生産、製造、加工、サービスの提供のいずれかがされているもの
または、市内で栽培、採取、育成された原材料を使用しているもの
- 津市の魅力発信につながるもの
- 品質及び数量において安定供給が見込めるもの
- 生産・製造・販売に係る法令を遵守しているもの
- 寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるもの

感謝の品 23品から89品(11月末現在)に！ 随時、追加し充実を図ります！！

地場産品による地域振興に留まらないふるさと納税の活用を

「感謝の品」取扱事業所

精肉・肉加工品（49品）

- ・名産松阪肉 朝日屋
- ・丸栄食品株式会社（肉の大和屋）
- ・松阪牛一頭買い専門店竹屋牛肉店
- ・MYV株式会社

果物・野菜等（4品）

- ・鈴木果樹園
- ・前川果樹園
- ・津安芸農業協同組合

その他（6品）

- ・おぼろタオル株式会社
- ・株式会社ひさいスポーツ

加工食品・菓子類等（30品）

- ・有限会社よこや製茶
- ・株式会社菅尾製茶
- ・株式会社丸大大森
- ・株式会社まつぜんフードサービス
- ・紀文
- ・株式会社いのさん農園
- ・株式会社喜場
- ・有限会社美杉観光開発
- ・株式会社あぐりネット三重中央
- ・T²の菓子工房
- ・株式会社野田米菓
- ・有限会社平治煎餅本店
- ・社会福祉法人夢の郷クローバーハウス
- ・井村屋株式会社東海支店三重営業所

今後も随時、拡大・充実していきます

日本郵便 郵便局のみまもり訪問サービス

離れてふるさと津市に暮らす家族の様子をお知らせします

訪 問

月1回 郵便局社員が直接訪問

確 認

会話を通じて生活状況を確認

報 告

確認した生活状況をメールで御連絡

寄附金額

30,000円

3カ月コース

寄附金額

60,000円

6カ月コース

寄附金額

110,000円

12カ月コース

平成30年12月26日(予定) 津市と日本郵便東海支社で協定締結
平成31年1月 「感謝の品」に追加

さらなる障がい者施設との連携

平成27年7月、平成29年8月に社会福祉法人夢の郷
クローバーハウスによる「感謝の品」を追加

寄附金額 10,000円

備蓄用缶詰めパン

(コーヒー・フルーツ・チョコ)

寄附金額 30,000円

備蓄用缶詰めパン・

手作りクッキー詰め合わせ

頑張る事業所を応援していただくため、新たに連携を依頼

事業所名

- ・ サンフラワーガーデン
- ・ つばさ久居
- ・ 工房いなば
- ・ はくさん作業所

品物

- ・ 手組み紐
- ・ 黒にんにく
- ・ びわ茶
- ・ さをり織製品
- ・ 焼杉製品
- ・ 布巾

12月下旬～1月上旬の追加に向けて調整中

ふるさと津かがやき寄附の申し込み

皆さまからの津市への応援をお待ちしています！

●簡単お申し込み！クレジット決済！

ふるさと納税総合サイト

ふるさとチョイス

全国1,788地域のお礼の品・使い道
などの情報を網羅！

Click▶

<https://www.furusato-tax.jp/city/product/24201>



●電話、FAXからのお申し込み！

お問い合わせ先

津市政策財務部財政課(市本庁舎4階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL 059-229-3124

FAX 059-229-3388

E-MAIL 229-3124@city.tsu.lg.jp



白塚おさかなまつりを開催！

～鰯を活用したイベントを企画しパワーアップ～



平成30年12月7日

白塚おさかなまつり

白塚おさかなまつり実行委員会

日時

平成**30**年**12**月**29**日(土)
8時30分から12時00分まで

場所

津市白塚町 白塚漁港(白塚地区)内

目的

今年で17回目を迎える今回は、白塚漁港で獲れた新鮮な鰯を使ったお寿司を来場者に振る舞い、鰯のおいしさを通じて**地産地消、魚食普及を目的**としています。

主催

白塚おさかなまつり実行委員会
(白塚漁業協同組合・白塚水産加工業協同組合)

後援

三重県・津市

主な内容

- 伊勢湾で獲れた魚貝類や水産加工品販売
- マグロの解体ショー
- 海鮮汁振舞い
- よさこい踊り、獅子舞、歌謡ショーなど



今回の特別企画

- 白塚で陸揚げされた鰯寿司振舞い

鰯街道実行委員会 松田 春喜 氏

先着400名様

※ 整理券配布 8時30分より



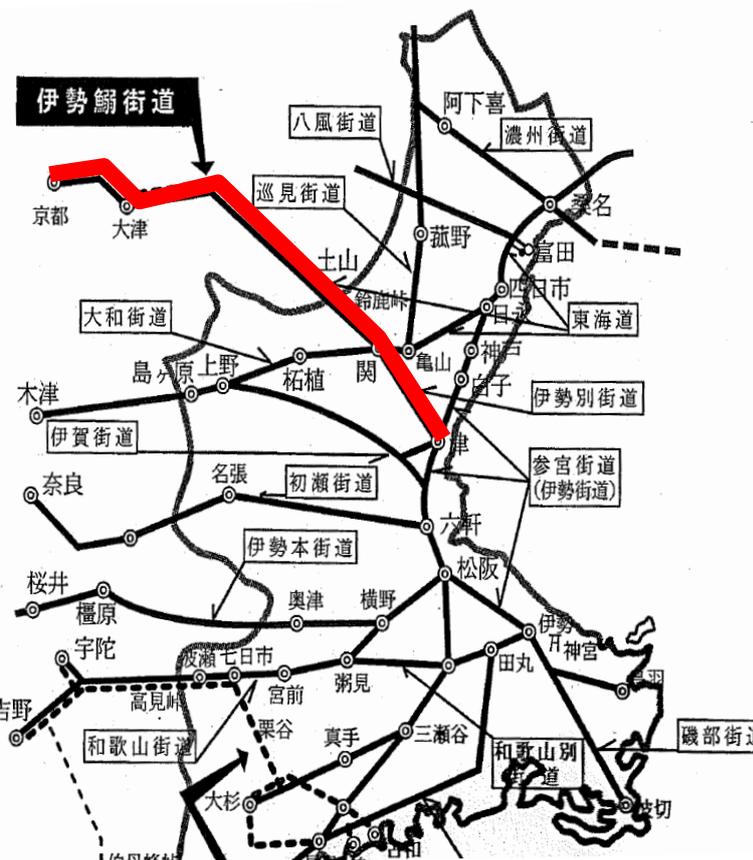
鰯街道とは

都(京都)に生魚を運ぶ道として若狭湾の小浜からの「鯖街道」、琵琶湖からの「鮒街道」、**伊勢湾の安濃津(津市)からの「鰯街道」**があった。

鰯街道は、伊勢湾の安濃津でとれた鰯を鮮度の良いまま京都まで運んだとされ、室町時代後期の作品と伝わる「ざるげんじそうし猿源氏草紙」にも登場する。



【猿源氏草紙】



安濃津(津市)

関

土山

大津

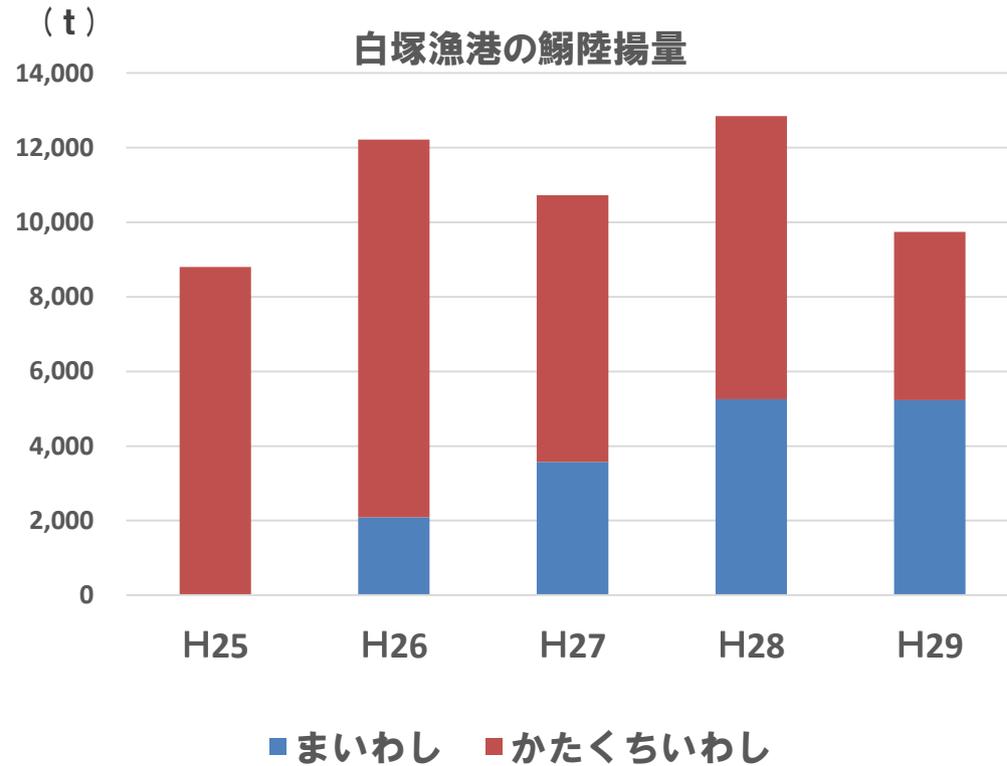
都(京都)

- 距離 約90km
- 時間 約15時間

鰯街道実行委員会

歴史ある伊勢湾の鰯をPRし、文化として普及させ全国に発信していくために、津市の食文化研究家たちが結成

白塚漁協の鰯について



道の駅「津かわげ」にて
白塚漁港直送の新鮮な鮮魚や
貝類を**毎週金曜日**に販売

白塚漁港での鰯の陸揚量は直近5年間で約9千トンから1万3千トンの間を推移しており、また、真鰯の陸揚量が徐々に復活傾向にある。

【港勢調査より】

問い合わせ先



見どころいっぱいの
白塚おさかなまつりに
ぜひ、お越してください！

問い合わせ先

津市農林水産部水産振興室

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3175

● イベントに関すること

白塚おさかなまつり実行委員会

〒514-0101 津市白塚町4882-4

電話番号 059-232-3027(白塚漁協)

幼児教育・保育の無償化について

平成30年12月3日付け政府案に対する考え方



平成30年12月7日

幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園とは

	法的位置づけ	設置者	運営費用の負担
幼稚園	学校教育法 (学校)	国 地方公共団体 学校法人	国・県・市 → 施設型給付費 (新制度移行園のみ) 保護者 → 利用者負担額
保育所	児童福祉法 (児童福祉施設)	地方公共団体 社会福祉法人 学校法人 その他	国・県・市 → 委託費 ※徴収した利用者負担額を含む 保護者 → 利用者負担額 (市へ支払い) 「市町村は保育所において保育しなければならない」 (児童福祉法第24条) → 市が保育所(公立・私立)で保育を実施
幼保連携型 認定こども園	認定こども園法 児童福祉法 (学校かつ児童福祉施設)	国 地方公共団体 社会福祉法人 学校法人	国・県・市 → 施設型給付費 保護者 → 利用者負担額
認可外 保育施設	児童福祉法	(規定なし)	保護者 → 利用料

幼児教育・保育の無償化の経緯【国】①

平成24年

「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における付帯決議」

〔衆議院(6月26日) 参議院(8月10日)〕

幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

平成26年度から

毎年度、幼児教育の段階的無償化を実施

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
◆ 生活保護世帯の幼稚園の保育料を無償化 ◆ 幼稚園の多子軽減の所得制限を撤廃	市町村民税非課税世帯の幼稚園の保育料を引き下げ	低所得世帯の幼稚園・保育所の保育料について負担軽減	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所の保育料について、第2子完全無償化等	低所得世帯の幼稚園・保育所の保育料について負担軽減



平成27年4月～ 子ども・子育て支援新制度

幼児教育・保育の無償化の経緯【国】②

平成29年12月8日

「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)

3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。
0歳から2歳までの子どもは住民税非課税世帯に限る。

※ 2019(平成31)年4月から一部実施 2020年4月から全面実施

消費税増収分(5兆円強)の使い道を見直して、無償化の財源に充てることが示された。

平成30年5月31日

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」
対象者・対象サービスの範囲等について関係者からの意見聴取した結果を取りまとめた。

※ 認可外保育施設を対象とする。



保育の質の確保(5年間の経過措置による猶予期間)

※ 幼稚園預かり保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象とする。
(保育の必要性が認定される場合)

幼児教育・保育の無償化の経緯【国】③

平成30年6月13日

「人づくり革命 基本構想」(人生100年時代構想会議とりまとめ)

※ 2019(平成31)年10月から全面実施を目指す。認可外保育施設にも対象を拡大する。

平成30年6月15日

「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」(閣議決定)

「人づくり革命」における人材への投資として『幼児教育の無償化』を掲げた。

認可外保育施設を無償化の対象とすることについては、次の条件によることとした。

認可外保育施設等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

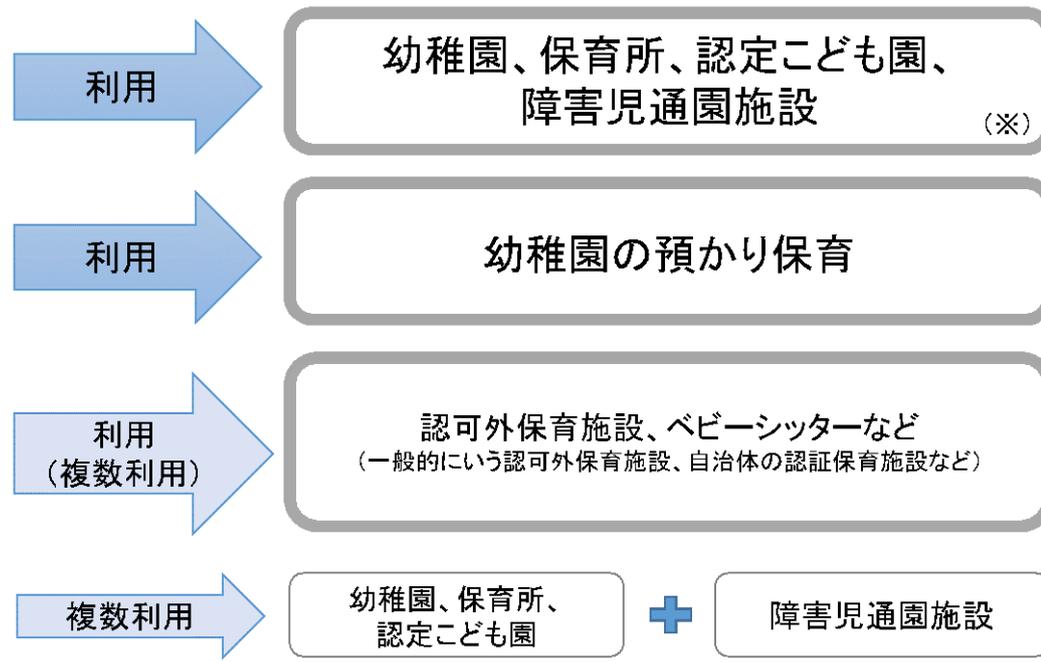
幼児教育・保育無償化のスキーム

H30. 11. 15 全国市長会 社会文教委員会
子ども・子育て検討会議 資料より

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）


3歳～5歳
〔保育の必要性の認定事由に該当する子供〕

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など



無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

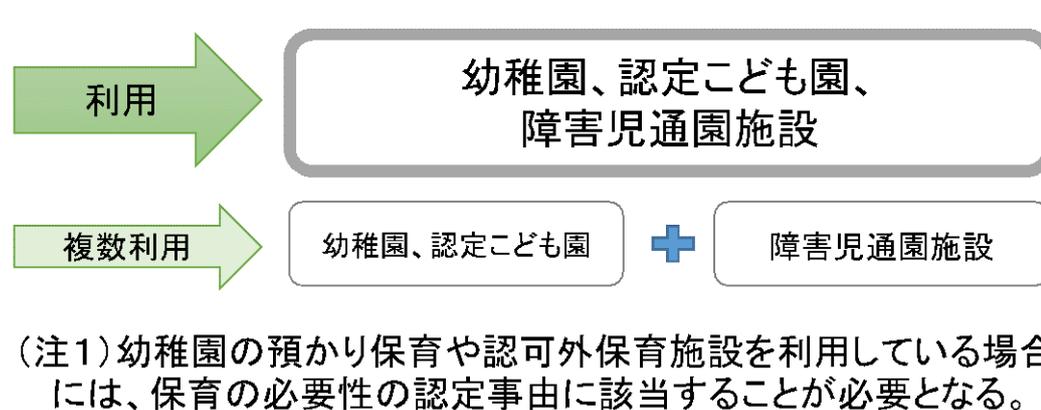
幼稚園保育料の無償化 (月2.57万円まで)に加え、月1.13万円 (月3.7万円との差額)まで無償

月3.7万円まで無償

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)


3歳～5歳
〔上記以外〕

- ・専業主婦(夫)家庭 など



無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

地方自治体としての懸念 ①

地方財政への負担
(財源は全額国費負担)

子どもたちの
教育・保育環境の
安全確保

保育需要の拡大に
対する必要な支援
措置

事務負担等の増加
に伴う経費に対する
財政措置

早急な制度の
詳細設計

幼児教育・保育の無償化に向けた国と地方の協議 ①

平成30年7月10日【全国市長会】

「子どもたちのための無償化実現に向けた全国市長会緊急フォーラム」を開催

子どもたちのための無償化実現に向けた緊急アピールを決議(7月11日)

※ 津市長 … 全国市長会 副会長
社会文教委員会 担当役員 (副会長)

平成30年8月2日から

「市町村実務検討チーム」発足 (実務担当者による検討)

全国12市区町村の実務担当者、内閣府、厚生労働省、文部科学省で構成する実務検討チームに、本市からも参加し、他の自治体実務担当者とともに国と議論している。

第1回 (平成30年8月2日)

第2回 (平成30年9月4日)

第3回 (平成30年9月28日)

第4回 (平成30年10月26日)

※ 引き続き議論を継続

幼児教育・保育の無償化に向けた国と地方の協議 ②

平成30年10月5日【全国市長会】

「第1回子ども・子育て検討会議」

内閣府(子ども・子育て本部統括官)、厚生労働省(子ども家庭局長)、
文部科学省(初等中等教育局・審議官)と意見交換

※ 子ども・子育て検討会議 … 全国市長会 社会文教委員会の下に設置
津市長 : 委員

平成30年11月14日【全国市長会】

「第2回子ども・子育て検討会議」

内閣府(子ども・子育て本部統括官)、厚生労働省(子ども家庭局長)、
文部科学省(初等中等教育局長)、財務省、総務省と意見交換

「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化」を求める緊急アピール

全国市長会 「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化」 を求める緊急アピール(要旨)

- 1 新たな施策を行うために必要な財源については、
地方消費税の増収分を充てることなく、国の責任において全額を国費で
確保すること
 - ▶ 事務負担増加に伴う経費(人件費・システム改修経費)に対しても同様
- 2 無償化による保育需要の拡大に対応するため、必要な支援措置を講じること
- 3 子どもたちの教育・保育環境の安全確保が不可欠である
- 4 2019年10月から無償化を施行するとしているが、確実な財源の保障及び
子どもたちの安全担保手法が国から示されない限り、施行は困難
 - ▶ 新たな認定の仕組みや食材料費の取扱い等を含む制度設計の詳細を
早急に明らかにすること

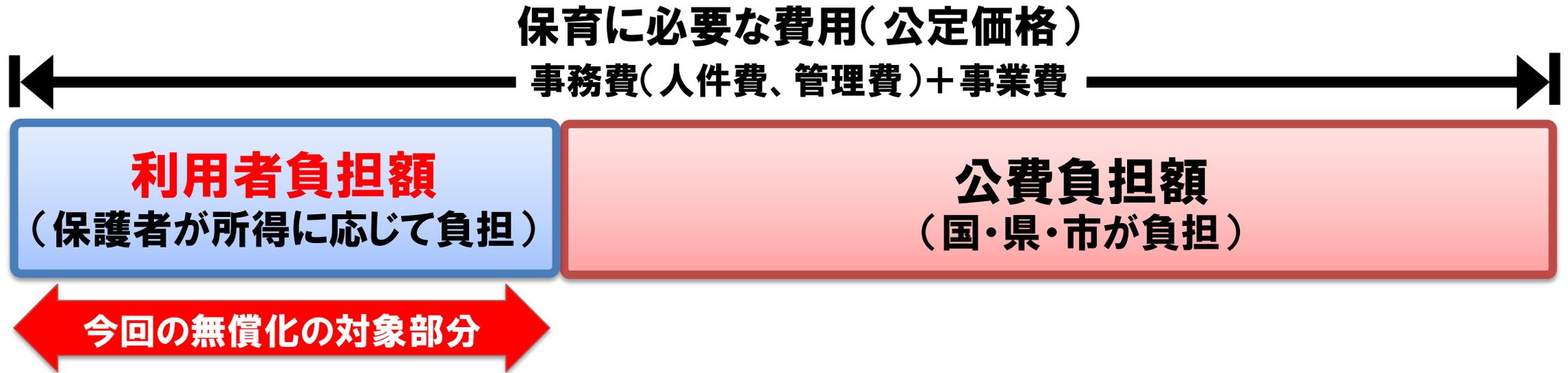
無償化をめぐる国と地方の論点

(明石市 作成資料)

	国		全国市長会
実施時期	2019年10月実施 ○		2020年4月以降 △
財源	初年度	全額国費 ○	全額国費 ○
	以降 次年度	地方負担あり × (8,310億円 国 2,760億円 地方 5,550億円)	全額国費 ○
子どもの安全 (対象範囲 質の担保)	指導監督基準 を満たす施設	無償化対象 ○	無償化対象 ○
	劣悪な 施設等	<u>経過措置期間(5年)</u> は 無償化対象 ○	無償化しない ×

論点①「財源」(利用者負担と施設運営費)

■ 施設運営費の財源



■ 利用者負担額と運営費の流れ



論点①「財源」(国と地方の負担割合)

平成30年11月21日

第1回「教育の無償化に関する国と地方の協議」

無償化の費用負担について
国が負担割合(案)を提示

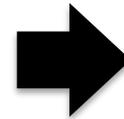
区分		国	都道府県	市町村
<新制度> 保育所、幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
	公立	—	—	10/10
<旧制度>私立幼稚園		1/3	—	2/3
認可外保育施設		1/3	1/3	1/3
一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育事業		1/3	1/3	1/3
幼稚園・預かり保育		1/3	1/3	1/3

平成30年12月3日

第2回「教育の無償化に関する国と地方の協議」

無償化の費用負担について
国が負担割合の修正(案)を提示

区分		国	都道府県	市町村
<新制度> 保育所、幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
	公立	—	—	10/10
<旧制度>私立幼稚園		1/2	1/4	1/4
認可外保育施設		1/2	1/4	1/4
一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育事業		1/2	1/4	1/4
幼稚園・預かり保育		1/2	1/4	1/4



幼稚園(旧制度)、認可外保育施設等の無償化のための費用負担について
現行の保育所等(新制度)への給付費と同割合に変更する修正案を提示

論点①「財源」(財政措置等について)

平成30年11月21日

第1回「教育の無償化に関する国と地方の協議」

- ①初年度(2019年度・半年分)の無償化の費用を国が全額負担
- ②初年度(2019年度・半年分)の地方自治体の事務費を国が全額負担
- ③地方自治体のシステム改修費を国が負担

平成30年12月3日

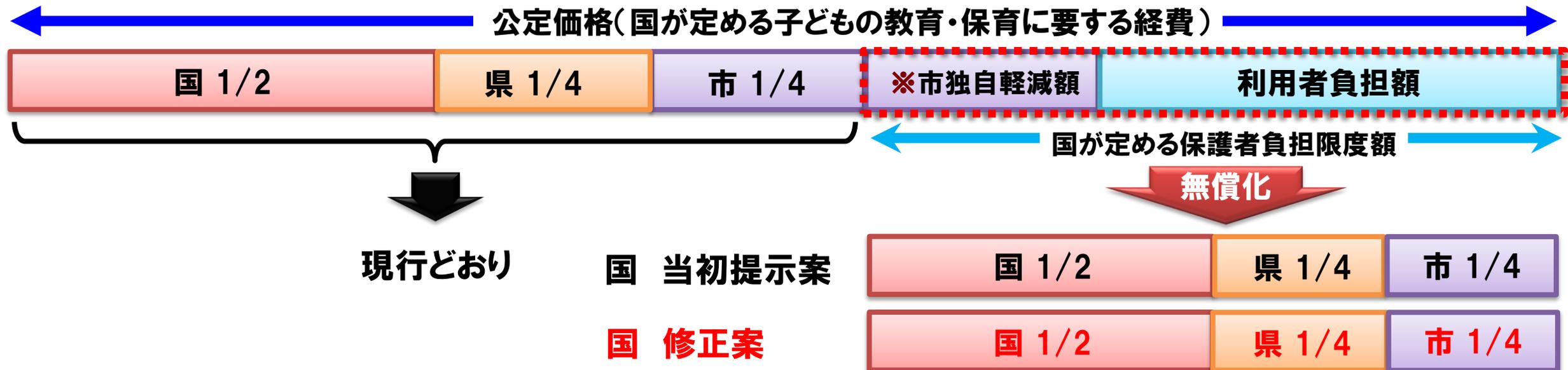
第2回「教育の無償化に関する国と地方の協議」

- ①初年度(2019年度・半年分)の無償化の費用を国が全額負担
- ②初年度(2019年度・半年分)と2年目(2020年度)の地方自治体の事務費を国が全額負担し、認可外保育施設等に関する事務費については、経過措置期間(~2023年度)まで国が負担
- ③地方自治体のシステム改修費を国が負担
- ④地方負担分を地方財政計画へ全額計上し、地方交付税の算定に、地方負担の全額と地方消費税の増収分を全額算入

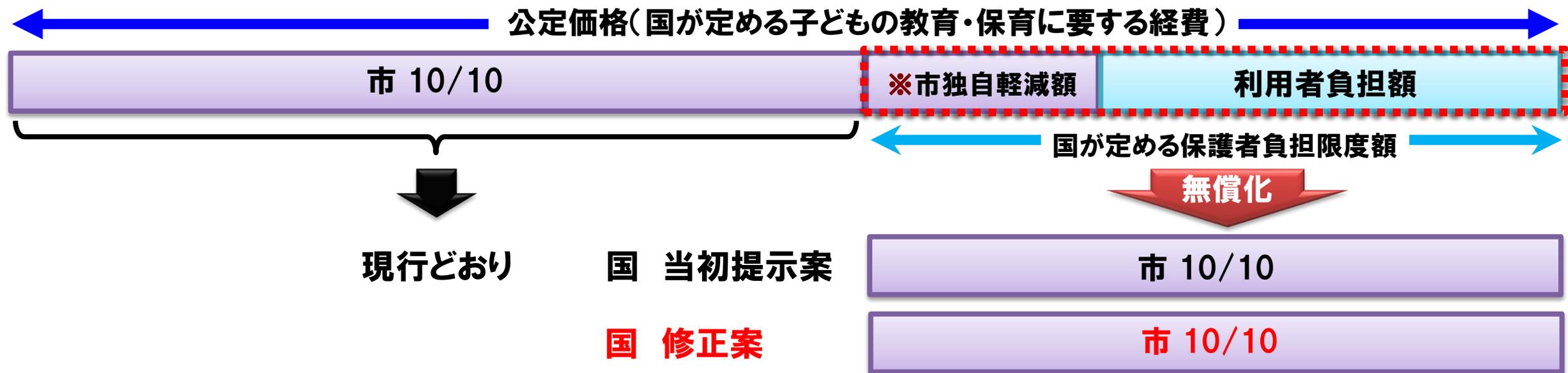
無償化の実施に要する経費の負担割合（国と地方）①

※国が定めた保育料の基準額に対して、市が独自に軽減する額
（津市の場合、利用者負担額を約65.7%に軽減（平成29年度実績））

■ <新制度> 保育所、幼稚園等（私立）



■ <新制度> 保育所、幼稚園等（公立）



無償化の実施に要する経費の負担割合（国と地方）②

■ <旧制度> 私立幼稚園 ※新制度未移行



国 当初提示案



国 修正案



※上限額を超えた額は実費負担

無償化の実施に要する経費の負担割合（国と地方）③

■ 認可外保育施設、預かり保育(幼稚園)、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター等

利用料

無償化

国 当初提示案

国 1/3

県 1/3

市 1/3

利用料

無償化上限額

国 修正案

国 1/2

県 1/4

市 1/4

利用料

※上限額を超えた額は実費負担

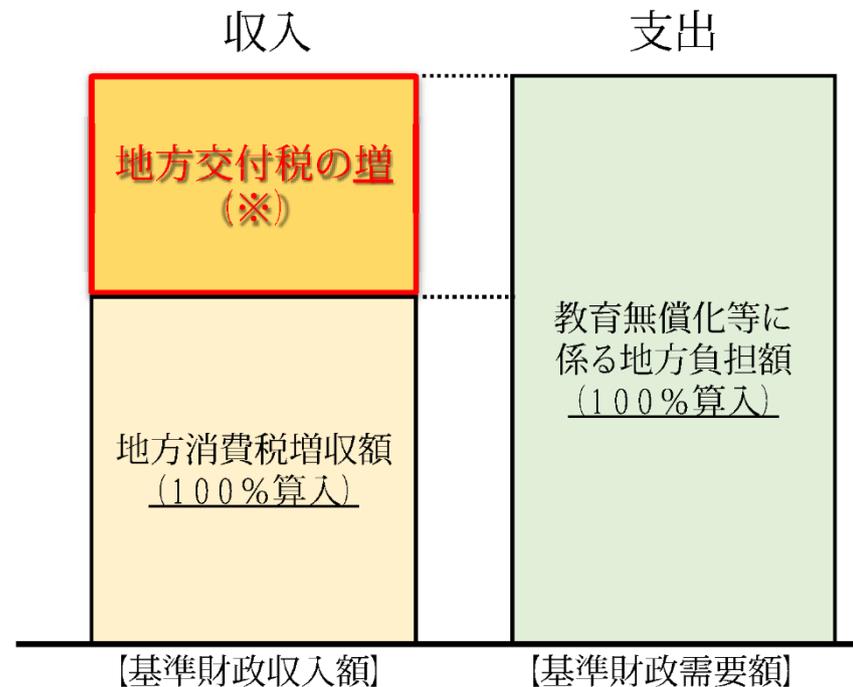
論点①「財源」(地方財政計画及び地方交付税の対応)

(H30. 12. 3 第2回「教育の無償化に関する国と地方の協議」資料)

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整(下図)を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合

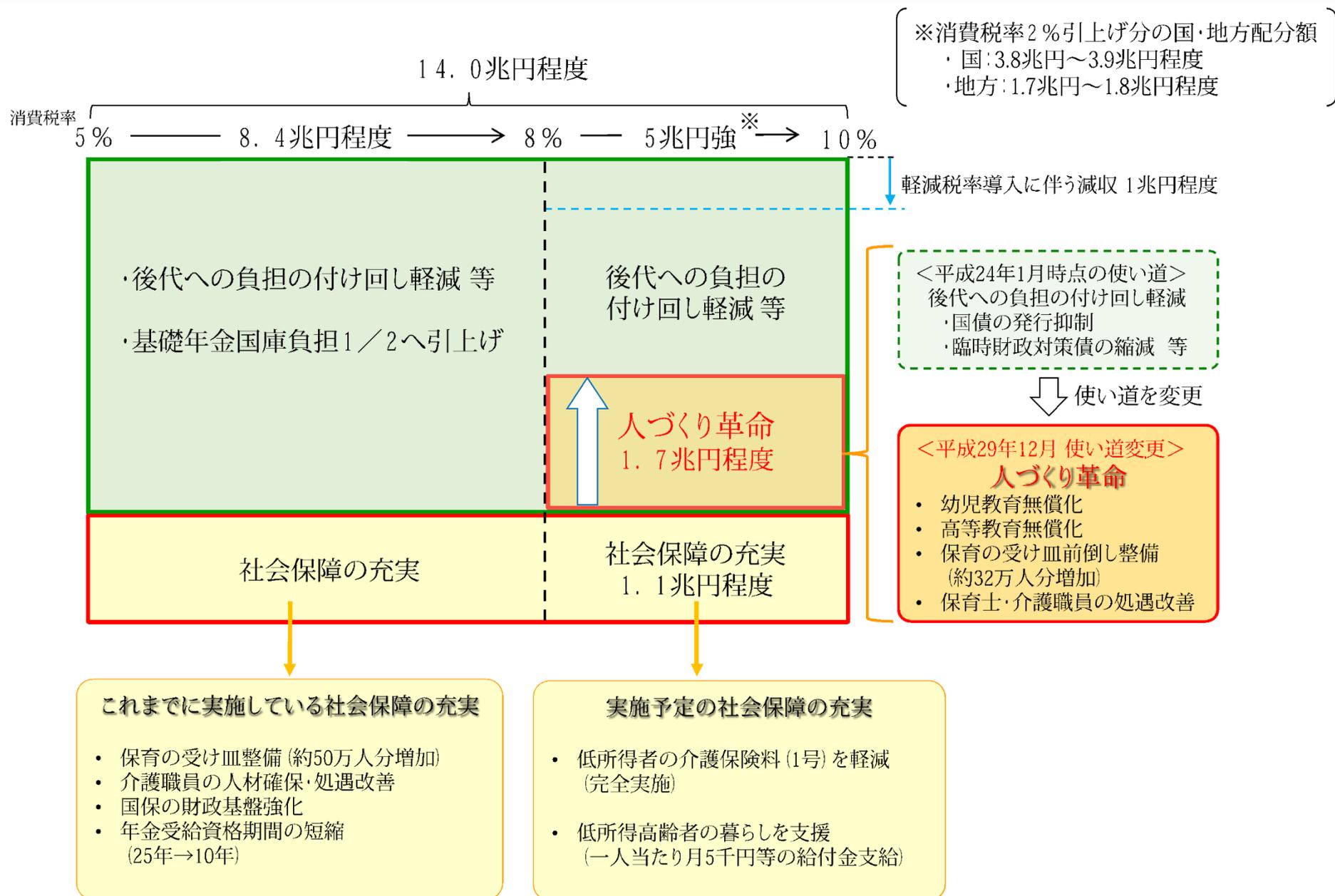


※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

論点① 「財源」(消費税率引上げによる社会保障の充実・安定化)

(H30.12.3 第2回「教育の無償化に関する国と地方の協議」資料)

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



論点① 「財源」(消費税率引上げによる社会保障の充実・安定化)

2018(平成30)年度 津市・当初予算計上額

地方消費税交付金	うち社会保障財源化分
1.7%	$1.7\% \times 7/17$
44.7億円	18.4億円

増額

13.1億円

2021年度 想定/津市・予算額

地方消費税交付金	うち社会保障財源化分
2.2%	$2.2\% \times 12/22$
57.8億円	31.6億円

(四捨五入により増額と想定額の数値が一致しない場合があります。)

※ 地方税法(第72条の116)において、消費税率引上げによる地方消費税の増額分は、社会保障4経費(年金・医療・介護・少子化対策)その他社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

無償化の実施に要する経費の負担割合（国と地方）④

本市の負担額への影響（試算）

（29年度決算ベース）

（単位：億円）

◆ 現行の市負担額

区分		保護者負担額	市独自軽減額	合計
＜新制度＞ 保育所、幼稚園等	私立	5.7	3.0	8.7
	公立	4.6	3.2	7.8
＜旧制度＞私立幼稚園		3.2	0.8	※ ₁ 4.0
認可外保育施設		0.6	—	0.6
幼稚園・預かり保育等		0.4	—	0.4
計		14.5	6.9	21.4

※₁ 私立幼稚園就園奨励補助事業の実績額

※₂ 新制度未移行の幼稚園の園児数と無償化限度額から積算

（四捨五入により合計欄と各数値の合計値が一致しない場合があります。）

（単位：億円）

◆ 国・当初提示案

5.7億円の負担増

区分		国		県		市		合計
＜新制度＞ 保育所、幼稚園等	私立	1/2	4.3	1/4	2.2	1/4	2.2	8.7
	公立	—	—	—	—	10/10	7.8	7.8
＜旧制度＞私立幼稚園		1/3	1.2	—	—	2/3	2.3	※ ₂ 3.5
認可外保育施設		1/3	0.2	1/3	0.2	1/3	0.2	0.6
幼稚園・預かり保育等		1/3	0.1	1/3	0.1	1/3	0.1	0.4
計		—	5.8	—	2.5	—	12.6	20.9

無償化の実施に要する経費の負担割合（国と地方）⑤

本市の負担額への影響(試算)

(29年度決算ベース)

(単位: 億円)

◆ 現行の市負担額

区分		保護者負担額	市独自軽減額	合計
<新制度> 保育所、幼稚園等	私立	5.7	3.0	8.7
	公立	4.6	3.2	7.8
<旧制度>私立幼稚園		3.2	0.8	4.0
認可外保育施設		0.6	—	0.6
幼稚園・預かり保育等		0.4	—	0.4
計		14.5	6.9	21.4

(四捨五入により合計欄と各数値の合計値が一致しない場合があります。)

(単位: 億円)

◆ 国・修正案

4.1億円の
負担増

区分		国		県		市		合計
<新制度> 保育所、幼稚園等	私立	1/2	4.3	1/4	2.2	1/4	2.2	8.7
	公立	—	—	—	—	10/10	7.8	7.8
<旧制度>私立幼稚園		1/2	1.7	1/4	0.9	1/4	0.9	3.5
認可外保育施設		1/2	0.3	1/4	0.1	1/4	0.1	0.6
幼稚園・預かり保育等		1/2	0.2	1/4	0.1	1/4	0.1	0.4
計		—	6.6	—	3.3	—	11.0	20.9

論点②「子どもたちの安全確保」(認可外保育施設への関与)

児童福祉法における認可外保育施設に関する権限と対応

	都道府県	市町村
権限	<ul style="list-style-type: none">・届け出の受理・児童の福祉のために実施する指導監査 (運営状況報告の徴収、立入調査)・改善勧告・公表、事業停止・施設閉鎖命令	<ul style="list-style-type: none">・法的権限なし <p>※都道府県知事は事務の執行に及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる、とされている。</p>
対応	<ul style="list-style-type: none">・届出対象施設については年1回、届出対象外施設については、概ね3年に1回立入調査を実施。	<ul style="list-style-type: none">・届出の受理(都道府県へ進達)・立入調査に同行

児童福祉法、認可外保育施設指導監督基準等により質を担保

論点②「子どもたちの安全確保」(認可外保育施設への関与)

「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」は
児童の安全確保の観点から「**劣悪な施設を排除するため**」のもの

「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」(認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省局長通知)別添)



平成30年12月3日

第2回「教育の無償化に関する国と地方の協議」で示された国の対応案

- ①都道府県の指導監督の充実
- ②市町村の関与等について、必要な法制上の措置
- ③都道府県と市町村の間の情報共有等の強化
- ④内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村の実務者による検討の場を設置
- ⑤無償化法の附則に見直し検討規定を置く

(法律の施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる)

幼児教育の無償化に関する協議の場

認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。

政府案に対する考え方

区分

政府方針(案)

財源

①無償化の実施に要する経費

②無償化の実施に要する事務費

③無償化の実施に要するシステム改修費

④無償化の実施に係る
地方財政計画及び地方交付税の対応

子どもの
安全確保

⑤認可外保育施設の質の確保・向上について

国と地方の
協議の場

⑥幼児教育の無償化に関する協議の場の設置

今後の国と地方の協議

平成30年12月10日【**全国市長会**】 *予定

「**全国市長会(拡大会議)**」※「**理事・評議員合同会議**」、「**子ども・子育て検討会議**」等
第2回「**教育の無償化に関する国と地方の協議**」の場で国から示された無償化費用の負担
割合等に関する修正案について、**検討・協議する。**

平成30年12月17日 *予定

「**教育の無償化に関する国と地方の協議**」

第2回「**教育の無償化に関する国と地方の協議**」の場で国から示された無償化費用の負担
割合等に関する修正案について、「**全国市長会(拡大会議)**」(平成30年12月10日)で検
討・協議した結果を踏まえて協議する。